



八百津町指令 水環 第41号

一般廃棄物収集運搬業許可証

コピー厳禁

住 所 岐阜県可児市下恵土233番地の1

氏 名 株式会社 橋本 代表取締役 橋本和彦様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

平成30年 2月20日

八百津町長 金子政則



記

1 事業の範囲

- (1) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物
- (2) 特定家庭用機器廃棄物
- (3) 町の収集運搬委託を除く一般廃棄物
- (4) 引っ越しに伴う一般廃棄物
- (5) 180センチメートルを超える一般廃棄物
- (6) 積替え保管 廃乾電池 廃バッテリー 廃油 木くず 空き瓶
可燃物 不燃物 (生ごみを除く)

2 許可期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日

3 許可条件

- (1) 町条例並びに関係法令を遵守すること。
- (2) 処分先又は運搬先は町長の指示する場所とする。